

岐阜県高等学校文化連盟演劇部会規約

第1条（名 称） この会は岐阜県高等学校文化連盟演劇部会と称する。

第2条（事務局） この会の事務局は専門部長が在任する学校におく。

第3条（目 的） この会は岐阜県高校演劇の育成指導に努め、その発展向上を行う。

第4条（事 業） この会はその目的達成のために次のような事業を行う。

- ①上演活動…演劇大会、合同発表会等
- ②研究活動…研究会、批評会、機関誌の発行、演劇鑑賞等
- ③その他

第5条（組 織） この会は岐阜県下の高校演劇部で構成され、岐阜・西濃・東濃・中濃・飛騨の5地区をおく。

第6条（役 員） この会には次の役員を置き、任期は1年とするが、再任を妨げない。

- ①会 長 1名 加盟校の校長がこれにあたり、部会の事業を総括する。
- ②専門部長 1名 顧問教員の互選により選出し、部会の行う事業について直接これを総括する。
- ③副専門部長 1名 顧問教員の互選により選出し、専門部長を補佐する。
- ④庶 務 若干名 顧問教員の互選により選出し、文書の作成・記録・保管・その他にあたる。
- ⑤会 計 若干名 顧問教員の互選により選出し、会計にあたる。
- ⑥会計監査 1名 顧問教員の互選により選出し、会計監査にあたる。
- ⑦地区会長 1名 各地区の加盟校の校長がこれにあたり、それぞれの地区における事業を総括する。
- ⑧地 区 長 1名 顧問教員の互選により選出し、それぞれの地区における事業にあたる。
- ⑨地区会計 1名 顧問教員の互選により選出し、それぞれの地区の会計にあたる。

第7条（会 議） ①県顧問会議：毎年、年度初めに県顧問会議を開催する。県顧問会議は会長が召集し、県顧問会議の決議は出席者の過半数により成立するものとする。

②県顧問代表者会議：

県顧問代表者会議は必要に応じて会長が召集する。

③役 員 会：役員会は必要に応じて会長が召集する。

第8条（会 計） この会の経費は、岐阜県高等学校文化連盟の経費によってまかなわれる。ただし、大会参加費・上部団体納入金は加盟校から徴収する。

< 附 則 > 本規約は昭和60年5月2日より実施する。
本規約は平成24年5月18日に一部改正する。
本規約は平成26年5月16日に一部改訂する。